

一般廃棄物処理業者

住 所 滋賀県彦根市野田山町833番地2

氏 名 株式会社成功産業 代表取締役 山野 浩子

一般廃棄物処理業許可証

令和7年3月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和7年3月19日

愛荘町長 有 村 国 知



1. 許可の有効期間

令和7年4月10日から令和9年4月9日まで

2. 業務の種類

収集運搬

3. 業務区域

愛荘町内

4. 一般廃棄物の種類

事業系ごみ

5. 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の基準を守り、処理業者は、善良な管理者の注意をもって業務に当たること。
- (2) 申請の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。
- (3) 法令、条例またはこの許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。